

Vital Information from MARKPRO Global

こんにちは。(株)マークプログローバルです。

ここ数ヶ月で多数の国の特許法を調べた結果、いくつかの主要国の年金及び特許法に関する変更があったことが分かりました。従って、下記のようにお知らせ致しますので、少しでも貴社の業務のお役に立てれば幸いです。

1. オーストラリアの年金制度変更のご案内

(1) 特許

1) Standard patent

2012年7月1日から、係属中である特許出願及び登録が付与された特許のオフィシャルフィーに対して、4年次の出願維持料/年金が新設され、既存の出願維持料/年金も値上げします。

変更後の金額は次の通りです。

(ご参考にマークプログローバルからご提供致します年次は特許庁の年次+1です。)

年次	現行 (AUD)	変更 (AUD)
4年次	-	300 (新設)
5年次~9年次	250	300
10年次~14年次	450	500
15年次~19年次	1020	1120
20年次~24年次 (医薬品など延長特許)	2000	2300

※ 新設された4年次の出願維持料/年金は、2008年7月1日以降に出願された件に対して適用され、2012年7月1日以降から納付が可能です。

2) Innovation patent

2012年7月1日から、Innovation patentのオフィシャルフィーが次の通り変更されます。

年次	現行 (AUD)	変更 (AUD)
2年次～4年次	100	110
5年次～7年次	200	220

(2) 意匠

意匠の登録更新料がAUD275からAUD320に値上げされました。

※ また、上記の変更金額は承認された方式 (eService、B2B) で納付する場合に適用され、
その他の手段 (Email、Fax、訪問など) で納付する場合はAUD50が追加されます。

2. ポルトガルの年次登録料 (特許) 変更のご案内

年次登録料変更に関する法が2012年5月31日付で官報に掲示され、2012年6月10日から施行されました。

変更後の金額は次の通りです。

年次	変更前 (EUR)	変更後 (EUR)
5年次	50.70	50
6年次	50.70	75
7年次	76.05	100
8年次	101.40	150
9年次	253.50	300
10年次	304.20	350
11年次	304.20	350
12年次	354.90	400
13年次	405.60	450
14年次	405.60	500
15年次	456.30	550
16年次	456.30	550

17年次	557.70	650
18年次	557.70	650
19年次	608.40	700
20年次	608.40	700

上記の変更後の金額は、納付期間が始まる日（納付期限日から6ヶ月前）が施行日以降である件から適用されます。

上記の内容は該当国家の特許庁のウェブサイト及び海外代理人からの案内文に基づいて作成したものであるため、（株）マークプログローバルはこれに関して法的な責任を取ることはできません。